

# 第16回さいたま市環境影響評価技術審議会

## 次 第

日 時 平成25年5月27日(月)  
午前10時00分～正午  
会 場 ホテルブリランテ武蔵野  
2階 サファイア

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 議 事

さいたま市新クリーンセンター整備事業  
環境影響評価事後調査書について

(1) 事業概要及び事後調査書説明

(2) 審 議

(3) その他

5 閉 会

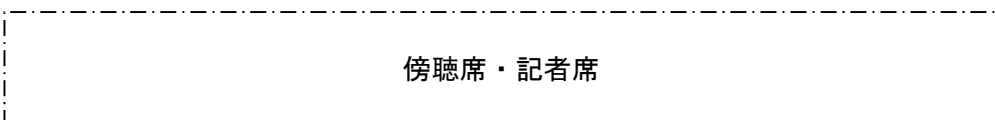
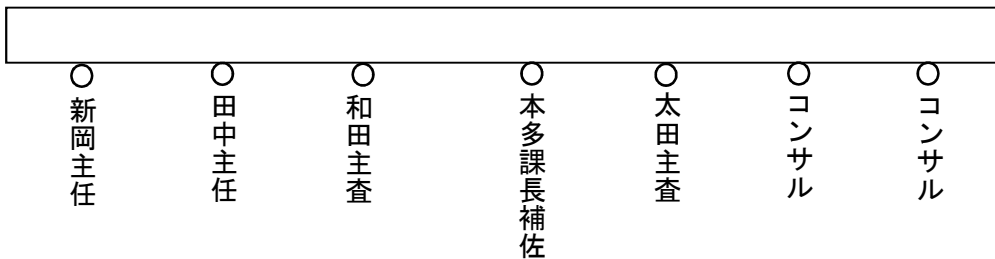
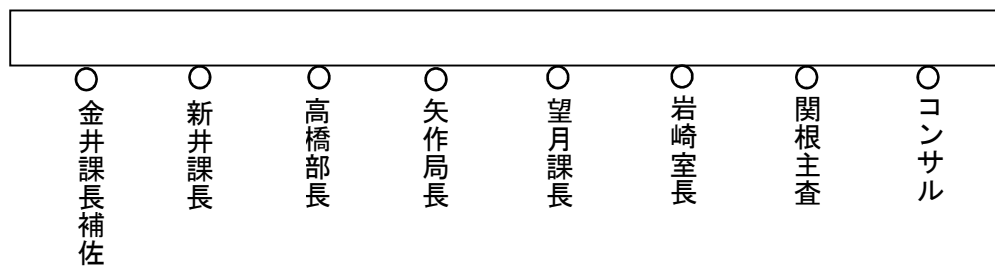
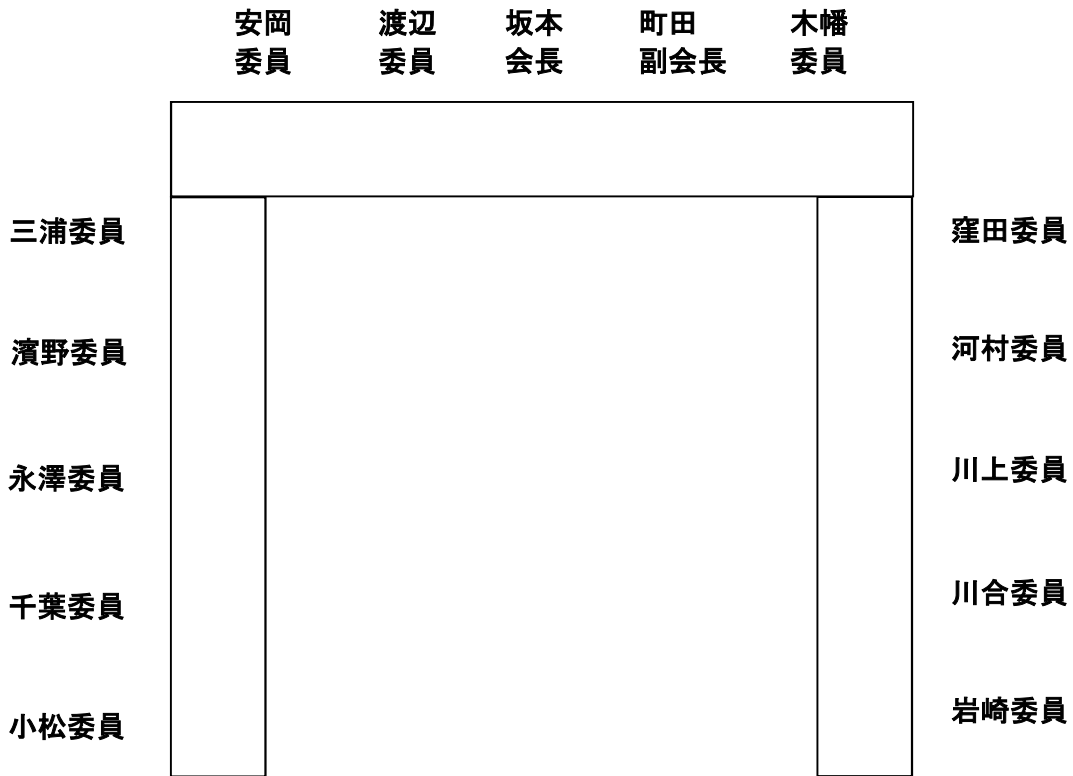
<資料一覧>

○座席図

○事業概要及び環境影響評価の手續状況

# 第16回さいたま市環境影響評価技術審議会 座席図

日時 平成25年5月27日(月)  
午前10時~正午  
場所 ホテルブリランテ武蔵野  
2階 サファイア



**さいたま市新クリーンセンター整備事業  
事業概要及び環境影響評価手続の状況**

平成25年5月現在

対象事業名		さいたま市新クリーンセンター整備事業	
都市計画決定権者の名称		さいたま市（都市局都市計画部都市計画課）	
事業の種類		廃棄物処理施設の建設	
実施場所		さいたま市桜区新開4丁目1-1外	
事業規模		処理方式:ガス化溶解方式 処理能力:約380t/日 対象事業実施区域の面積:約60,200㎡	
関係市		戸田市、朝霞市、志木市及び富士見市	
手 続 状 況	調査計画書	受理	平成20年 1月 8日
		公告・縦覧	〃 1月21日～ 2月20日
		市長意見	平成20年 5月30日
		内容変更に係る 調査計画書受理	平成20年 8月27日
		公告・縦覧	〃 11月25日～12月25日
		市長意見	平成21年 1月23日
	準備書	受理	平成22年 5月10日
		公告・縦覧	〃 5月17日～ 6月17日
		技術審議会	〃 11月 5日
		市長意見	平成22年11月22日
	評価書	受理	平成23年 3月10日
		公告・縦覧	〃 4月 1日～ 4月15日
		事業着手	〃 6月13日
	事後調査書	受理	平成25年 2月26日
		公告・縦覧	〃 3月11日～ 4月11日
		技術審議会	〃 5月27日
市長意見		〃 6月25日(期限)	
その他		事後調査書に対する市民等からの意見書 受付期間：3月11日から4月25日まで 提出状況：なし	

## 第16回

# さいたま市環境影響評価技術審議会

平成25年5月27日（月）

さいたま市環境対策課

午前10時00分 開会

○新井課長 大変お待たせいたしました。

ただいまから、第16回さいたま市環境影響評価技術審議会を始めさせていただきます。よろしく願いいたします。

本日司会を務めさせていただきますさいたま市環境対策課課長の新井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして環境共生部、高橋部長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願い致します。

○高橋部長 皆様、おはようございます。環境共生部長の高橋と申します。

局長の矢作からご挨拶をさせていただき予定でございましたが、急きょ用務が入りまして、到着がおくれております。まことに申しわけございませんが、局長にかわりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本日ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろより本市の環境行政に対しまして、格別のご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、本日の審議会でございますが、この後、事務局より新しい委員の先生方をご紹介させていただきますが、審議会開会に先立ちまして、先ほど7名の方を新たに本日付で、次の第6期委員にご委嘱申し上げます。さらに、7月には9名の方を第6期委員にお迎えする予定としております。本日、委員にご就任されました皆様には、早速、ご審議にご参加いただくこととなりましたが、どうぞよろしくお願い致します。

本日ご審議いただきます「さいたま市新クリーンセンター整備事業」につきましては、私もさいたま市が計画しておりますごみの焼却処理施設の建設事業でございます。ごみの適正処理につきましては、基礎的自治体である市町村の主要な事業の1つでございます。現在、稼動しておりますさいたま市の処理施設5カ所のうち2カ所が老朽化によりまして維持管理が大変難しくなっております。このため本市では、ごみの減量化やリサイクル等を積極的に推進しておりますけれども、さいたま市の人口は現在も増加の一途をたどっておりまして、この人口の増加に伴いまして、ごみの発生量も今後、わずかながらふえ続けると予想されております。

そこで、将来にわたり適切かつ安定したごみ処理事業を継続していくために、桜区内に新たな処理施設を建設するものでございます。

本事業につきましては、平成20年に環境アセスメント手続を開始して以降、委員の皆様には、

当審議会におきましてたび重なるご審議をいただき、平成23年6月に事業着手となりました。その後、建設予定地に残されておりました旧し尿処理施設の解体撤去工事と旧埋立処分場の適正閉鎖工事を行いまして、現在は平成27年3月の竣工、運転開始を目指して工事を進めているところでございます。私どもでは周辺の環境に最大限配慮しながら本事業を進めておりますが、このたび作成しました事後調査書では、工事中における実際の環境への影響の調査結果をもとに、評価書に記載した予測評価を検証しております。

本日は、限られた時間ではございますが、皆様の専門的な見地から忌憚のないご意見をいただき、より一層環境に配慮した事業の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○新井課長 ただいま部長のご挨拶の中でも少し触れましたが、6月中に、さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業を委員会でご審議いただく関係もございまして、新たに7名の皆様に、本日付で第6期委員として委嘱し、本日の審議会にも出席していただいているところでございます。

なお、第5期の皆様の任期満了により、7月8日には、さらに9名の皆様に委員にご就任いただき、総勢16名で第6期委員を構成させていただく予定であります。

それではまず、現在の第5期委員の皆様からご紹介いたします。

会長の埼玉県環境科学国際センター総長、坂本和彦様です。

○坂本会長 坂本でございます。よろしくお願いいたします。

○新井課長 副会長の埼玉大学名誉教授、町田武生様です。

○町田副会長 町田でございます。よろしくお願いいたします。

○新井課長 埼玉大学大学院准教授、川合真紀様です。

○川合委員 川合です。よろしくお願いいたします。

○新井課長 埼玉大学地圏科学研究センター教授、川上英二様です。

○川上委員 川上です。よろしくお願いいたします。

○新井課長 元埼玉大学大学院教授、河村清史様です。

○河村委員 よろしく願いいたします。

○新井課長 埼玉大学大学院教授、小松登志子様です。

○小松委員 よろしく願いいたします。

○新井課長 順天堂大学医学部客員教授、千葉百子様です。

○千葉委員 千葉です。よろしくお願いいたします。

- 新井課長 東京農業大学教授、濱野周泰様です。
- 濱野委員 濱野でございます。よろしくお願いいたします。
- 新井課長 東京大学名誉教授、安岡正人様です。
- 安岡委員 安岡です。よろしくお願いいたします。
- 新井課長 埼玉工業大学非常勤講師、渡辺征夫様です。
- 渡辺委員 渡辺でございます。よろしくお願いいたします。
- 新井課長 なお、ご都合により、久保田委員、篠崎委員、住広委員は、本日はご欠席となっております。

次に、本日付でご就任いただきました第6期の委員の皆様をご紹介します。

芝浦工業大学教授、岩崎久雄様です。

- 岩崎委員 岩崎です。よろしくお願いいたします。
- 新井課長 埼玉大学大学院教授、窪田陽一様です。
- 窪田委員 窪田でございます。よろしくお願いいたします。
- 新井課長 埼玉県環境科学国際センター研究所長、木幡邦男様です。
- 木幡委員 木幡と申します。よろしくお願いいたします。
- 新井課長 埼玉大学名誉教授、永澤明様です。
- 永澤委員 永澤です。よろしくお願いいたします。
- 新井課長 芝浦工業大学教授、三浦昌生様です。
- 三浦委員 三浦でございます。よろしくお願いいたします。
- 新井課長 なお、ご都合によりまして、埼玉大学大学院助教の大窪和明委員と、一般財団法人小林理学研究所理事長の山下充康委員は、本日はご欠席となっております。

続きまして、さいたま市側の出席者をご紹介します。

環境局環境共生部長の高橋です。

- 高橋部長 高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 新井課長 当審議会事務局を務めております環境局環境共生部環境対策課課長補佐の金井です。
- 金井課長補佐 金井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 新井課長 同じく主査の和田です。
- 和田主査 和田と申します。よろしくお願いいたします。
- 新井課長 同じく主任の田中です。

○田中主任 田中です。よろしくお願いいたします。

○新井課長 同じく主任の新岡です。

○新岡主任 新岡でございます。よろしくお願いいたします。

○新井課長 なお、到着がおくれておりますが、環境局長の矢作が出席させていただき予定でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日ご審議いただきます「さいたま市新クリーンセンター整備事業」の都市計画決定権者であります、さいたま市都市局都市計画部都市計画課課長の望月です。

○望月課長 望月です。よろしくお願いいたします。

○新井課長 同じく課長補佐の本多です。

○本多課長補佐 本多です。よろしくお願いいたします。

○新井課長 次に、本事業の事業者であります、さいたま市環境局施設部新クリーンセンター建設準備室室長の岩崎です。

○岩崎室長 岩崎です。よろしくお願いいたします。

○新井課長 同じく主査の関根です。

○関根主査 関根です。よろしくお願いいたします。

○新井課長 同じく主査の太田です。

○太田主査 太田です。本日はよろしくお願いいたします。

○新井課長 また、本事業の環境影響評価業務を請け負っております、コンサルタント会社の八千代エンジニアリング株式会社の担当者も出席しております。

○コンサル よろしく申し上げます。

○新井課長 それでは、本日お配りいたします資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第をお手元にお配りさせていただいております。その下の欄のほうになりますが、本日の配付資料を一覧で記載させていただいております。

1つ目がさいたま市新クリーンセンター整備事業環境影響評価事後調査書になります。

資料としまして、次第の後ろになりますが、資料1として、出席者名簿及び座席図、これは両面印刷になっております。

1枚めくっていただきますと、資料2としまして、事業概要及び環境影響評価の現状状況を入れさせていただきます。

次に、さいたま市環境影響評価技術審議会第5期委員の方々の名簿が添付されております。

同じく1枚めくっていただきますと、第6期委員名簿、これは5月27日就任の方の名簿とな



っております。

続きまして、さいたま市環境影響評価技術審議会規則を配付しております。

また、参考資料としまして、評価書を皆様のお席のほうにご用意させていただいております。よろしいでしょうか。皆様、お手元に資料はおそろいでしょうか。よろしく願いいたします。

それでは、さいたま市環境影響評価技術審議会規則第3条第1項の規定により、議長となります坂本会長に議事を進行していただきます。会長、よろしく願いいたします。

○坂本会長 皆さん、おはようございます。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきますが、その前に出席者数、これを確認をさせていただきたいと思えます。事務局からお願いいたします。

○金井課長補佐 本日の審議会は委員総数20名のうち15名のご出席をいただいておりますので、審議会規則第3条の規定により、本審議会は成立しております。

○坂本会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りますが、傍聴希望者はいないということでよろしいでしょうか。

○金井課長補佐 本日の審議会には、傍聴希望者は来ておりません。

○坂本会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、さいたま市新クリーンセンター整備事業環境影響評価事後調査書についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○金井課長補佐 それでは、事務局のほうから、まず本日ご審議いただきます環境影響評価手続等についてご説明のほうをさせていただきます。

○坂本会長 どうぞ着席しておやりください。

○金井課長補佐 恐れ入りますが、座って説明のほうをさせていただきます。

お手元にごございます資料2をごらんいただけますでしょうか。まず、対象事業の名称は、さいたま市新クリーンセンター整備事業でございます。根拠法令としましては、さいたま市環境評価条例に基づく手続になります。事業者の名称につきましては、本事業は、都市計画決定権者でございますさいたま市となっております。

なお、この事業は都市計画に係る対象事業となっておりますので、市の環境影響評価条例の規定に基づく都市計画特例が適用になり、都市計画決定権者が手続を行うこととなっております。

す。

それから、対象事業の種類は、廃棄物処理施設の建設でございます。対象事業実施区域が、さいたま市桜区新開4丁目1-1ほかで、こちらは条例で定めるB地域に当たる区域となっております。

次に、事業規模ですが、対象事業実施区域の面積が約6万200平方メートルで、処理方式としてガス化溶融方式で行うこととなっております。また、処理能力につきましては、日平均で約380トンで、対象事業となる処理能力の日平均20トンを超えることから対象事業に該当し、環境影響評価手続を行うものでございます。

関係地域は、条例施行規則第4条に基づき、事業実施区域から3キロメートルの範囲で、本市のほか、戸田市、朝霞市、志木市、富士見市のそれぞれ一部が含まれます。

次に、これまでの手続状況についてでございますが、まず平成20年1月8日に調査計画書を受理し、同年1月11日に関係地域を決定しております。公告・縦覧につきましては、平成20年1月21日から2月20日まで行い、市長意見を同年5月30日に出しております。またその後、内容変更に係る調査計画書を平成20年8月27日に受理し、その関係の縦覧を平成20年11月25日から同年12月25日まで行い、市長意見を翌年の平成21年1月23日に出しております。

参考までに、この内容変更につきましては、工事排水のルートを変更したため提出されたものでございます。

その後、準備書を平成22年5月10日に受理し、同年5月17日から6月17日まで公告・縦覧を行い、同年11月22日に市長意見を出しております。

それから、評価書につきましては、平成23年3月10日に受理し、公告・縦覧を同年4月1日から4月15日まで行い、平成23年6月13日より事業着手されております。

それと事後調査書につきましては、今回、第1回目ということになりますが、こちらは平成25年2月26日に受理し、公告・縦覧を同年3月11日から4月11日まで行ったところでございます。

この事後調査書につきましては、評価書の計画に基づきまして、今回を含めまして全部で3回提出されることになっております。第1回目としましては、旧し尿処理施設の解体撤去工事後に1回、それから第2回目として新クリーンセンター建設工事完了後に1回、それから第3回目としまして、施設の稼働、供用開始後に1回提出する計画になっております。

なお、今回の第1回目の事後調査書に対する意見書の提出でございますが、特に何もございませんで0件でございました。

また参考までに、恐れ入りますが、お手元にございます参考資料として、評価書のほうをちょっとごらんいただけますでしょうか。一番分厚い資料が評価書になります。

後ろのほうのページになりますが、973ページから、こちらに表が載っておりますが、そこに準備書に対する意見と、それに対する都市計画決定権者の見解をまとめたものがございます。そちらの973ページと、それから1枚めくっていただきまして974ページの表につきましては、こちらのほうは公表した際に意見を有する方々より6件の意見をいただいたものと、それに対する都市計画決定権者の見解でございます。

それから次のページになりますが、975ページからの横長のA3サイズの表がございますが、こちらのほうが技術審議会の答申をもとに市長意見として出した意見と、それに対します都市計画決定権者の見解についてまとめたものでございます。ご審議の際の参考までにごらんいただければと思います。

それでは、事業概要と事後調査書の内容につきましては、事業者でございますさいたま市環境局施設部新クリーンセンター建設準備室からご説明のほうをいたします。お願いいたします。

○岩崎室長 新クリーンセンター建設準備室長の岩崎です。よろしくお願いいたします。

○坂本会長 どうぞ着席しておやりください。

○岩崎室長 失礼して座ってご説明させていただきます。

それでは、事後調査書に沿って、新クリーンセンター整備事業の概要説明をさせていただきます。先ほどの部長の話と重複する部分もございますが、よろしくお願いいたします。

それではまず、事後調査書の5ページをごらんください。

第2章の2、都市計画対象事業の目的に記載されておりますとおり、新クリーンセンター整備事業は、本市から搬出される可燃ごみ、不燃ごみ等の一般廃棄物を処理する熱回収施設、リサイクルセンター及び管理余熱体験施設を整備し、15年間の維持管理運営を行います。また、施設の建設を行う前に、事業用地内にある旧し尿処理施設の解体撤去工事及び整備対象区域内の埋設廃棄物がある範囲を適正最終処分場とする旧埋立処分場適正閉鎖工事を行うものです。事業方式には、設計、建設及び維持管理、運営を一括して発注するDBO方式を採用しており、民間事業者のノウハウの活用により、効率的かつ効果的に実施することで、より安全に安定的に稼働させ、安心できる新クリーンセンターとするとともに、平成16年1月に策定されたさいたま市環境基本計画に掲げる基本目標の実現に資する事業とすることを目的としております。

それでは、6ページをお開きください。

事業実施区域の周辺は、主に工場、ゴルフ場、農地、住宅地となっており、事業実施区域の

西側を北から南に向かって鴨川が流れております。

次に、新クリーンセンターの規模についてご説明させていただきます。8ページをごらんください。

熱回収施設は、市内で発生する燃えるごみ、併設するリサイクルセンターからの破砕可燃、破砕不燃、可燃残渣及び不燃残渣、市の他施設からのし尿汚泥、主灰、破砕不燃を1日に380トン処理することのできる施設となっております。

リサイクルセンターは、破砕設備として1日に28トンの燃えないごみを処理する施設と、1日に63トンの缶、瓶、ペットボトル、食品包装プラスチックを処理する施設となっております。

では次に、工事の進捗状況についてご説明いたします。12ページをごらんください。

まず、旧し尿処理施設解体撤去工事につきましては、平成23年6月20日に工事に着手し、平成24年3月までに主要な建築物の解体工事を完了した後、整地等を6月上旬まで実施し、8月に本市工事検査課の検査に合格して工事を完了しております。

旧埋立処分場適正閉鎖工事につきましては、平成23年6月10日に工事に着手し、平成24年6月末までに鉛直遮水壁工事、キャッピング工事、保有水集排水工事等の主要な工事を完了しております。現在は、新クリーンセンター建設工事の施工のために一時休止しており、平成26年度に残りの工事を実施いたします。

また、平成24年6月から熱回収施設、リサイクルセンターの建設工事に着手し、現在は、杭工事は完了し、土木工事等の地下躯体の工事を行っているところでございます。

なお、第1回目の工事の事後調査書については、旧し尿処理施設の解体撤去工事の完了から約6カ月経過後までに提出することとなっていることから、平成25年2月に事後調査書を提出したものです。

以上で本事業の概要説明を終了させていただきます。よろしく審査のほどお願いいたします。  
○コンサル 事後調査結果の概要についてご説明をさせていただきます。

お手元の事後調査書（その1：工事中1回目）、この冊子に沿ってご説明したいと思います。  
まず19ページをごらんください。

今回の事後調査の対象項目は、騒音・振動、悪臭、水質、水象、動物・植物でありまして、調査期間は平成23年5月から24年6月までの期間でございます。

環境影響評価項目と環境影響要因との関連と、あと調査日を示しておりますのは、次の20ページに、それぞれ調査期日を示しております。

まず、騒音の結果について、21ページから示しておりまして、影響要因は、建設機械の稼働

による建設作業騒音の発生、調査項目は、建設作業騒音、建設機械の稼動状況、環境保全措置の実施状況の3項目でございます。

調査地点、調査時期等は、このページの表に示しておりますとおりでございます。事後調査計画に基づいて、旧し尿処理施設の解体工事の代表的な時期に当たります平成23年12月7日に実施をしております。

調査地点の位置については、次の22ページをごらんください。

地点については、評価書において建設作業騒音が最大になると予測された敷地境界上の1地点としております。

建設作業騒音の調査結果については、次の23ページから示しております。騒音レベルの最大値は10時及び11時の71デシベルでございました。測定した全ての時間帯で、特定建設作業に係る規制基準85デシベルを超過することはありませんでした。

次に、建設機械の稼動状況を24ページから示しております。工事区域から騒音が発生した時間は、おおむね9時から17時ごろまででありまして、調査時点の機械の稼動位置と種類、型式を25ページに図示をしております。

次の26ページからは、環境保全措置の実施状況について記載しております。記載した環境保全措置の内容は、評価書の予測結果に基づいて計画された事項でございます。表の中の斜線については、今回の工事では対象とならなかった保全措置を示しています。対象となった保全措置については、全て計画どおりに実施しております。実施状況の主な写真を、次の27ページ、28ページに示しております。これらの保全措置の実施状況の詳細につきましては、事後調査の環境項目を含む全ての項目について、3カ月ごとに環境保全措置実施状況報告書を作成して提出させていただいております。

次に、予測・評価結果との比較考察を29ページから示しております。騒音レベルの予測の最大値が76デシベルであるのに対して、今回の事後調査の結果の最大値は71デシベルということで予測結果を下回っております。予測結果を下回った理由につきましては、予測では影響が大きい場合を考慮して条件設定しまして、建設機械の稼動位置を調査地点の敷地境界付近に集中させていたというのに対して、実際、調査時点の状況では、調査地点に最も近い全周回転掘削機及びバックホーまでの距離が約40メートルと比較的離れていたということも考えられております。

なお、現時点で、本工事に係る苦情等は寄せられていない状況です。

以上、騒音の調査結果でございます。

次に、振動の結果を30ページから示しております。調査項目、地点、時期等は、表に示すとおりでございます。いずれも騒音と同じ考え方で設定をしております。

調査結果は、32ページから記載しております。工事区域から振動が発生した時間、あるいは調査時の建設機械の稼働位置については、騒音と同様でございます。

次の35ページからは、環境保全措置の実施状況について記載をしております。騒音と同様に、評価書で予測結果に基づいて計画された保全措置については、全て実施しております。

これらの主な実施状況の写真を、次の36ページから示しております。

予測・評価結果との比較考察を37ページから記載しております。振動レベルの予測値の最大値が64デシベルであったのに対して、事後調査結果のほうが最大値で62デシベルということで、予測結果を下回っております。下回った理由につきましても、騒音と同様に建設機械の稼働位置が予測の設定よりも多少距離があったということが考えられております。

次に、悪臭の結果を38ページから示しております。影響要因は工事の施行に伴う悪臭への影響であり、調査項目は、臭気指数及び特定悪臭物質濃度、それから環境保全措置の実施状況でございます。

調査地点、時期等につきましては表のとおりでございます。事後調査計画に基づいて旧埋立処分場適正閉鎖工事の掘削工事中に当たります平成23年12月21日に実施をしております。

調査地点の位置は、次の39ページに示しております。住宅地が存在する東側敷地境界上の1地点で計画どおり実施をしております。

調査結果は40ページから示しております。臭気指数及び特定悪臭物質濃度の全てについて定量下限値未満であり、悪臭防止法の規制基準は下回っております。

次の41ページからは、環境保全措置の実施状況について記載をしております。

保全措置の表の中の2番、3番につきましては、掘削箇所でも人による監視及びにおいセンサーによって事前に計測を行ったところ、計測前の通常の状態と変わらないということを確認しておりますので、結果的に、この計画した保全措置の必要性がなくなったということで、これに関しては、これ以外の項目について、全て計画どおり措置を実施しております。

悪臭に関する保全措置の実施状況の主な写真を、次の42ページから示しております。

予測・評価結果との比較考察につきましては、事後調査結果は、全て定量下限値未満でありまして、悪臭防止法の規制基準を下回っていたということから、臭気指数及び特定悪臭物質濃度の影響は小さいという予測結果に整合した結果であったと考えられております。

次に、水質についてご説明します。

水質については、工事の施行に伴う公共用水域への影響と工事の施行に伴う地下水への影響について調査をしました。

まず、公共用水域への影響については、43ページから示しておりまして、調査項目はBOD、ダイオキシン等の水質、2点目に工事排水処理プラントの設置状況、3番目に環境保全措置の実施状況の3項目を対象にしております。

調査地点、時期等は、表に示しておりますとおりで、旧し尿処理施設解体撤去工事中及び旧埋立処分場適正閉鎖工事中の時期に当たります平成23年12月21日に実施しております。

調査地点の位置は、次の44ページに示しておりまして、処理プラントの排水口2カ所と、鴨川のさくら草橋の1地点で調査をしております。

調査結果につきましては、46ページから示しておりまして、事後調査の対象とした生活環境項目及び健康項目の全項目、それからダイオキシン類、ともに環境基準及び排水基準を超過することはありませんでした。

次に、工事排水処理プラントの設置状況を47ページから記載をしております。

解体工事では、プラントA及びBを、閉鎖工事ではプラントCを使用しておりまして、各プラントの処理スペックを48ページに、あと計画処理水質を、次の49ページに記載をしております。

各プラントの設置の場所につきましては、解体工事の第1段階で使用したプラントAの位置を51ページに、解体工事及び閉鎖工事の第2段階で使用したプラントA、B、Cの位置を53ページに、それぞれ示しております。

次に、水質に関する保全措置の実施状況を55ページから示しておりまして、今回の工事に対象とならない事項を除いて、計画どおり全て実施をしております。

予測・評価結果との比較考察については、事後調査の対象とした生活環境項目及び健康項目の全項目、ダイオキシン類、ともに環境基準、排水基準を満足しておりまして、排水処理プラントの排水量は、評価書時点の計画値と同等以下であったということと、あと鴨川の河川水量に対する処理水の増加率は、予測結果を下回るものと考えられます。

次に、地下水の水質についてご説明します。

地下水への影響は、58ページから記載しておりまして、調査項目は、地下水環境基準項目、ダイオキシン類等の水質、それから旧埋立処分場の適正閉鎖工事の状況、環境保全措置の実施状況の3点でございます。

調査時期等も表に示しておりまして、旧埋立処分場適正閉鎖工事中に当たります平成24年1

月11日と、それから3月16日の2日に分けて実施をしております。

調査地点の位置は、59ページに示す工事区域の北側及び南側の2地点としております。

調査結果は、次の60ページに示してありまして、地下水環境基準項目の全項目、それからダイオキシン類につきまして、環境基準の超過はありませんでした。

旧埋立処分場適正閉鎖工事では、敷地内に高い遮水性を持つ鉛直遮水壁工事を実施した後に、地下に浸透した浸出水の集排水設備を施工するとともに、微生物による廃棄物の分解機能を維持するため、通気性防水シートによるキャッピング工事を行っております。

鉛直遮水壁工事の状況を、次の61ページと62ページに分けて記載しております。あと、キャッピング工事の状況も次の63ページ、64ページに示しております。

地下水質に関する環境保全措置の実施状況は、先ほどの55ページに示したとおりでございまして、本工事で対象とならない項目を除いて計画どおり実施をしております。

予測・評価結果との比較考察につきましては、地下水質の調査結果は、環境基準項目の全項目、それからダイオキシン類とも環境基準の超過はなかったこと、それから環境保全措置として実施した高い遮水性を持つECウォール工法による鉛直遮水壁工事、それから地下水集排水管の整備によって環境影響が低減されたものと考えられます。

次の水象につきましては、旧埋立処分場適正閉鎖工事の掘削工事中の地下水位の変化について調査をしました。

調査内容については66ページから示してありまして、調査項目は、地下水位、地下構造物の設置状況、環境保全措置の実施状況の3点でございます。

調査地点、調査時期等は、表に示しておりますとおりで、旧埋立処分場適正閉鎖工事の掘削工事中に当たります平成24年3月15日から16日に実施をしました。

調査地点とした地下水位観測井の位置は、次の67ページに示すとおりで、鉛直遮水壁の内側では水位観測井②番、⑥番、外側では①番、⑤番の各2点を設定をしております。

地下水位の調査結果は68ページに示してありまして、観測井①番、②番、⑤番では、ほとんど水位の変化がないのに対して、⑥番では15日の零時前後にかけて若干の低下傾向がありました。

それから、地下構造物の設置状況については、さきの水質と同様に、鉛直遮水壁工事の状況とキャッピング工事の状況について、69ページから72ページに記載をしております。

環境保全措置の実施状況は、73ページから示してありまして、今回の実施対象とならない保全措置を除き、計画どおり実施をしております。



予測・評価結果との比較考察につきましては、評価書で予測対象とした水位観測井①番及び⑤番の調査結果と予測結果を比較しております。北側の①番の観測井では、予測結果が地下水位約4.2メートルに対して、事後調査の結果が約4.5メートル、南側の⑤番の地点では、予測結果の約1.2メートルに対して、事後調査では約2.4メートルになっておりました。いずれの地点についても、地下水は予測結果に対して事後調査結果が高くなっております。このように現時点では地下水が予測結果に対して高い状況にあるため、地下水位の低下に起因する圧密沈下等は発生しないものと考えております。

次に、動物については、工事の施行に伴う影響について調査をしました。

調査内容については76ページから示しております、調査項目は、保全すべき種である猛禽類の状況、それから環境保全措置の実施状況としました。

調査結果は、平成23年度の定点観察で行った繁殖状況調査の77ページに示します2地点を設定しております。

また営巣場所の調査については、平成23年度、24年度とも、22年度の営巣地周辺と秋ヶ瀬公園内の林分、それから浦和ゴルフ場付近を踏査しました。

調査期間等は78ページに示しております、平成23年5月31日から平成24年6月23日までの期間に実施をしました。

調査結果については79ページから示しております、平成23年度に確認された希少猛禽類は、オオタカとチョウゲンボウの2科2種、24年度ではオオタカ、ハヤブサ等、2科5種が確認されております。オオタカについては、平成23年度では飛翔及び狩りと思われる行動が確認されておりますが、繁殖を示唆する行動はなく、秋ヶ瀬公園周辺を主な生息地に行っているものと考えられます。24年度では、過年度営巣地調査周辺をテリトリーとするオオタカ成鳥の存在が示唆されましたが、えさ運び等、繁殖を示唆する行動は確認されませんでした。

環境保全措置の実施状況を90ページから示しております。

動物につきましても、今回、実施対象とならない項目を除き、全て計画どおり実施しております。

次に、予測・評価結果との比較考察につきましては、評価書で実施したオオタカの現況調査では、繁殖活動上重要な範囲であります高利用域及び営巣中心域が事業計画地には含まれていないということを確認しております。また、事業の実施によって、これらの高利用域、営巣中心域を直接改変することはないということから、本種の生息環境は保全されると予測されました。

事後調査では、繁殖を示唆する行動はありませんでしたが、秋ヶ瀬公園内の環境が本種にとって重要な採餌場であると考えられますが、本事業では、これらの場所を改変することはないということから、生息環境は保全されるものと考えられております。

次に、植物についても、動物と同じ工事の施行に伴う影響について調査をしました。

調査内容については96ページから示しております。

調査項目は、移植した保全すべき種であるミゾコウジュ、ゴマギ、アマナの状況、それから環境保全措置の実施状況です。

調査期間等は97ページに示しておりまして、平成23年5月30日から24年4月27日に実施しました。

調査結果は98ページから示しておりまして、アマナにつきましては、平成24年3月に事業実施区域の残地を踏査したところ、残存個体の生育を確認したということから、同年4月に移植を実施し、移植個体102株全てが確認されているということから、移植は成功したと判断されました。

次のミゾコウジュにつきましては、平成23年6月に移植を実施した際には全ての株が開花しており、その後、結実を確認したことから種子を採取し播種を行いました。その後、発芽・生長を確認していることから移植は成功したものと判断されました。

ゴマギにつきましては、移植前の現地確認の時点で消失していたため、移植は実施できませんでした。

少し飛びますが、108ページから環境保全措置の実施状況について示しております。こちらも動物と同様に、今回、対象とならないものを除いて、計画どおり実施をしております。

予測・評価結果との比較考察につきましては、移植保全をしたアマナ、ミゾコウジュについては移植地で生育していることから、本種の生育環境は保全されたものと考えられております。

以上が植物の結果でございます。

次に、第5章、事後調査の結果の評価につきましては、これはただいまご説明しました第4章、事後調査の結果からの抜粋でございますので割愛させていただきます。

それから、第6章、117ページからですが、事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の措置等につきましては、今回の調査対象となった評価項目の全てについて、周辺環境への著しい影響を及ぼしていないものと考えられましたので、今後とも引き続き環境保全措置、それから事後調査を確実に実施していくということにしております。

事後調査の結果については、以上のとおりご報告いたします。

○坂本会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま報告をいただきました件につきまして、委員の皆様方からご意見、ご質問等をいただきたいと思います。

なお、今回の審議案件につきましては、内容が比較的少ないため、委員会は開催してございません。特に問題がなければ、本日の審議のみで審議会としての答申をまとめたいというふうに考えてございます。

それでは、ただいま説明をいただきましたところのどの部分からでも結構でございますので、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ、小松委員、お願いします。

○小松委員 地下水位がどういうふうなレベルでとってあるかが、どうもよくわからないんですけど、75ページの事後調査結果のところ、例えば南側の観測井⑤では、予測結果の地下水位約1.2に対して、事後では2.4で高くなっていると。これはどこか基準があって1.2と2.4で高くなっている、普通はGLに対してマイナス1.2、マイナス2.4というふうにとるので、事後が2.4ということは、地下水は低くなっていると私はそういうふうに思うんですけど、どういうふうな水位のとり方をされているのか、ちょっと説明していただけますか。

○坂本会長 はい、お願いいたします。

○コンサル 今のお話は、68ページの表3.5.2にかかわるものだと思いますが、申しわけありません、ここに出ています数字がどういう基準で出したものかというのを記載していなかったものですから、この数字は、いわゆる標高に換算した値でございますので、予測結果に対して、今回の水位のほうは低いということでございます。ちょっと記載が足りなくて申しわけございませんでした。

○小松委員 じゃ、GLマイナスではないということですね。

○コンサル はい、標高でございます。

○坂本会長 ありがとうございます。

そのほか、ご質問、ご意見、ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ、川上委員、お願いします。

○川上委員 測定する項目によっては、日によって非常にばらつく、時間によっては非常にばらつくような項目と結構安定している項目があると思うんですが、例えば、きょう測定するんだというようなことは、どういうふうに現場に連絡されて決定されたのかというのを、ちょっと教えていただきたいんですが。

○坂本会長 はい、事務局、お願いします。

○関根主査 測定はですね、環境の影響が一番大きくなると思われる時期にやるということでしたので、建設機械が一番、例えば最終処分場でいうと掘削が多い時期ということで、事前に一応、工事がありますので、安全のために何日に測定に入るといことは伝えてはありました。

○坂本会長 よろしいでしょうか。例えば、いつ立ち入り検査をしますというと、ふだんの状況と同じなのか変わってないのかと、そういうところを判断しないと、そこで意図的な数値になってしまったのでは困るということで、今、川上委員から質問があったものと思います。

○関根主査 そういう意味では、事前に伝えてはいたんですが、水に関しては事前に伝えたからといって、何かできるようなものではなかったので大丈夫だという判断でした。

○坂本会長 はい、ありがとうございます。

どうぞ、そのほかご質問、ご意見。

はい、河村委員、お願いします。

○河村委員 今のご質問と絡むんですけれども、振動とか騒音のところ、機械がかなり測定地点に近いところで予測したのに、実際は約40メートル離れていたということがあるんですけれども、これがどのぐらいまで影響するのかというのは推測できませんでしょうか。

○坂本会長 はい、お願いします、事務局。

○コンサル 今のお話が29ページのあたりだと思うんですが、事後調査では40メートルだったのに対して、ちょっと今、評価書で何メートルだったかというのは詳しくはわからないんですが、これよりも短かったということで、ですので、調査時点の稼動位置が40よりも30なり20なりになれば、音源が近づけば、物理的な距離減衰式というのがありますので、それで85をクリアするには、一番近い距離が何メートルかというのは概算では出るとおもわれます。

○関根主査 ただ、連続測定器を事業地の敷地の境界に2カ所設置しておまして、基本的にはそこで数値が大きくなるように、内側に特にクラッシャーで壊すときなんかは敷地境界でやらないように、内側に持って行ってからやるようにしてしていましたので、それほど40メートルから、もっと敷地の境界に近いところで、そういった騒音が大きい作業があったということはないと思っています。

○河村委員 今のご説明を聞いたら、ある程度わかるんですけれども、このままの文章だと、若干、エクスキューズが大き過ぎるようなので、もうちょっと詳しく今のことを書かれて、いや、実はこれは妥当なんだというふうなことがわかるほうがいいかと思うんです。もちろん、基準値がかなり高いですから、それはクリアしているとは思いますが、この文章だけ読

むと何となくちょっと変だなと思いますので。

○関根主査 内側に入ったというところですね。

○坂本会長 町田先生、何かさつき。

○町田副会長 いや、それは先ほどの川上委員の質問のところでもちょっと気になった、私の全然分野外で恐縮なんでしょうが、悪臭のところ、悪臭が1回しか測定していないんですよ。これで本当によかったのかなとちょっと思ったんですけどね。

○関根主査 実際に工事の中では、毎日一応、工事の担当の者が簡易的な測定器を使ってやっていたというのと、私も工事を担当していますので、しょっちゅう現場に行っていたんですが、今回の中でいうと、においが出るような生ごみ系のものが埋め立てを実施していた時期が非常に古かったということもあったかと思うんですけども、全くと言っていいほど出ませんで、工事現場でそういった廃棄物系のおい、若干灰のおいはありましたけれども、きついようなにおいが出るようなシーンがなかったものですから、大丈夫だというふうに判断しております。

○坂本会長 ありがとうございます。

どうぞ、そのほか。

安岡委員、お願いします。

○安岡委員 既に幾つかご質問が出て、全容が大体理解できましたけれど、騒音と振動の件について、質問というか、意見を申し上げたいと思います。

基本的に場所と、それから測定地点と、いつはるかという時点ですね、これの選定は影響が大きいときを選ぶという形で評価書としては行われています。そのことについて1日だけしかはかっていないということについて、若干、余りサンプリングが少な過ぎるのではないかという気もします。しかも、測定するというを事前に通告してあるということですね。より広域的に見た場合、ここで発生した騒音が、右のほうの住宅地等にどの程度伝わるかということを防ぐということが一番重要だと思いますので、そういった意味で、単に敷地境界線で、この測定点でどうかということだけではなくて、もう少し広域の状況がわかるように、例えば日時についても精密な測定ではなくても、簡単な測定で、この測定日がどういう位置づけになっているかというようなことがもし調査されているんだしたら、お聞かせいただきたいと思います。

今のご説明の中で、いわば工事そのものを管理している、要するに騒音が発生しにくいように中へ入って破碎作業をしるかという環境保全の対策ですね、それがきちっと行われていると

ということが確認できていれば、そのほうがより重要だと思うんですね。だから、たまたまある日、何時間かはかって、そのときにこういう状況で40メートルよりもっと離れていたから小さかったということの説明だけではなく、全体としてこの調査日の値を超えることがなかった、あるいはないであろうことが確認されたというようなことが、もし言えればおっしゃっていたきたいと、そういう感じがいたします。ちょっと長くなりました。

○坂本会長 はい、お願いいたします、事務局。

○コンサル 調査時期の設定に当たりましては、事後調査計画では、し尿処理施設の解体工事の代表的な時期でやることという計画になっておりまして、代表的な時期というのは、一番影響の大きい時期ということで、事前に施工会社さん、ゼネコンさんのほうから、月ごとの工事の状況のデータをいただきまして、騒音、振動については、建設機械の台数が月間の変動がありますけれども、一番大きいということが想定されましたのが、この23年の12月でございまして、一応台数が一番大きい、台数だけでは、もちろん影響は、距離も関係ありますけれども、距離まではちょっと想定が非常に難しいものですから、一応台数を山積みを見て、それで最大と思われる時期に調査をしております。

あと、頻度の1回につきましては、もう評価書の事後調査計画でも1回、工事時間を含む12時間というふうに記載をされておりますので、基本的にはそれに沿って調査をやりました。

○安岡委員 ありがとうございます。十分規制値よりも値が下回っているということから、いろんな状況を判断しても、多分これを超えることはないだろうということが確認できているように私も専門家の立場としては思います。どうもありがとうございました。

○坂本会長 ありがとうございます。

どうぞ、そのほか。

はい、千葉委員、お願いします。

○千葉委員 43ページ、調査項目のところで、健康項目というのが入っているんですけども、具体的にどういう項目で、実際に何か対象者を決めて調査をしたのでしょうか。

○コンサル 健康項目といいますのは、事後調査書の46ページに結果の一覧表がありまして、ちょっとその辺まで詳しく、表のつくりが余りよくなかったんですけども、ちょうど表の真ん中よりちょっと上の……

○千葉委員 何ページですか。

○コンサル 46ページでございます。

○千葉委員 46、これは水質調査結果になっていますね。

○坂本会長 生活項目と健康項目、その区別で、どういう項目が該当し、どういうふうにはかったかということをおっしゃっていただければいいと思います。

○コンサル 健康項目といますのは、今の46ページの表のカドミウム、全シアン、鉛とありますですね、これから下のほう素、ふっ素まで、ダイオキシンの上ですね、これまでの項目全部をまとめて健康項目というふうに記載されていますので、それをセットで一言で言うと、全部健康項目だよ。生活環境項目というのは、この表の上のほうの水素イオン濃度から全窒素、全燐あたりまでですか、この辺が生活環境項目と呼ばれているものでございます。

○千葉委員 そうしますと、人を対象にはしてなくて、こういう項目の測定を行ったということですか。

○コンサル はい、あくまで試料を採取して、実験室で分析をしたということで、健康に関する疫学調査とか、そういうあれではございません。

○千葉委員 わかりました。ありがとうございます。

○坂本会長 これはその生活項目、健康項目というものが、どういった形で基準が決められているかという形で、今のような形をやれば、その濃度以下であれば、健康への影響はほぼないだろうというようなことを判定できるということでございます。ですから、それを超えているか超えていないかを見るための測定ということでございます。

そのほかいかがでございましょう。

はい、どうぞ、濱野委員、お願いします。

○濱野委員 植物について、ちょっとお聞きしたいと思います。

いただきましたこの23年の環境影響評価書の670ページ、671ページの記載の中で、それぞれ生育区分ですね、樹林、高茎、低茎とか区分が書いてありますけれども、そこに該当する植物として、例えば樹林ですとゴマギが書いてございます。これに対する予測結果として、下から6行目あたりから追加的に実施する環境保全措置としてというふうに示されて、移植、代償措置ですね、ミチゲーションを行うということを書いてあるわけですがけれども、このときに、ゴマギにはこの対象地の中、1地点3個体というふうに記載されていますけれども、これにはマーキングか何かはされたんでしょうか、まずそれが1点です。

それと、その例えば670ページの下で3種類ほど茎の低い植物の名称が上がっております。同じような理由で、この表の下のところ、「以上の結果から、これら3種の生育環境は保全されると予測される」という記載がございまして。同様に671ページのやや湿った草地というところでも、「これら5種の生育は保全される」というふうに記載されているわけでありま

すけれども、この本日の事後調査書、これの107ページを拝見しますと、それぞれ例えばゴマギに至っては、その周辺、今回、自生個体の確認結果とありますけれども、これらのゴマギについては0.5メートル以下の実生株だったことから、周辺植物から被圧されという記述になっています。恐らく23年のこの評価書の段階で確認をされたというのであれば、先ほど申しあげました標識なりなんなりを設置しておくことが必要なだろうというふうに思います。これがいかなっているのかということ。

それと、その上になりますけれども、例えばアマナという植物がありますが、これは先ほどの低茎密生の草地、ほか3種とともに生育していたものであります。ほかの2種はいかがだったのかなということ。同様に、下のミゾコウジュもそうであります。ほか5種とともに生育環境は保全されると予測をされていながらミゾコウジュだけであると。これは以前、この審議会のときに申し上げたと思いますが、特定の種だけ保全しても、生態系としてその空間を保全しなければならないというふうに申し上げたはずだと思いますけれども、なぜこの2種だけ、あるいはゴマギが消滅してしまったのか、これについてちょっとご説明いただきたいと思います。

○坂本会長 はい、事務局、お願いいたします。

今のご質問は、まず以前に（調査を）やったとき、きちんとそこがマーキングしてあれば、そこがまず確実にあったかどうかという形がわかったということだと思いますけど。

○関根主査 すみません、以前、これらのものを見つけた際に、マーキングをきちんとはしていなかったということでございます。ゴマギについては、またその管理しているところに口頭で伝えたつもりではいたんですが、草刈り作業等のときに、そこに物が乗ってしまっただけで、以後、その気づいた後にすぐ撤去したんですが、もう物がちょっと消失して見つからなかったというのが実態でございます。

○坂本会長 追加ございますか。

○関根主査 アマナとミゾコウジュについては、何とか今、移植している状況でございます。

○濱野委員 今ちょっとお話ししたのは、この2種は確かに今、保全されているようですがありますけれども、これとともにあったほかの随伴種はどうなっているかということ、今お聞きしております。

○コンサル 移植対象種以外の随伴種につきましては、一応、評価書時点の事後調査計画の中には、あくまでこの3種類を移植保全するという計画になっていますので、周辺の随伴種に関しては調査の範囲に入っていないということで、今回は特に実施をしておりません。

○濱野委員 この評価書、この段階でその追加措置として環境保全措置として移植なりミチゲ



ーションをやるという評価をされているわけで、その段階では、例えば先ほどちょっと事例を申しあげました低茎、密集性の低い草地ですね、670ページに出ておりますけれども、「これら3種の生育環境は保全されると予測される」という表記がされているわけでありまして。しかし、きょうのこの今議論されています事後調査書では、ここではアマナだけを取り上げていると。こういうこれは確かに絶滅危惧種ですね、県の、入っていますから、これを保全するのは当然ですけれども、この保全に当たって、この種だけを保全したんでは、その後の継続が担保できないということを、以前のこの審議会でもお話をしたはずですよ。

○町田副会長 多分、前のときに、ハナヤスリありましたっけ、なかったんじゃないですか、現場には。

○濱野委員 ハナヤスリはなくて、この670ページのヒロハハナヤスリですか、これは確認されたという話をされて……

○町田副会長 ありましたっけ、ハナヤスリ……

○濱野委員 はい、670ページ……

○町田副会長 いずれも「田島ヶ原サクラソウ自生地内で確認され」ですよ。

○濱野委員 それで、ここの事業対象区内の管理地内2地点で直接改変により消失するがということで、事業地内でも確認をされていたというふうに覚えています。

○町田副会長 こちらの例えば663ページの表を見ると、事業実施区域に入っていないんですよ、どうでしたかね。

○濱野委員 666ページ、アマナ、ミゾコウジュが計画敷地内にございまして、その下にヒロハハナヤスリからトゲスギまで1カ所、サクラソウの中にたくさんありますけれども、前のご説明のときに、たしかアマナ、ミゾコウジュ、計画地内の近くにも随伴種で出ているようなところがあったと思いますけれども。

○坂本会長 663と、それから670の記載が矛盾しているということになりますかね、そうですね。

○濱野委員 そうですね。

○坂本会長 663のほうで見ると、事業実施区域内にないんですけども、670のほうで見るとあるという形になって、そうすると今まで、先ほど来、濱野先生からのご質問等で、生態系として考えた場合に、そういったものも同時に保全されているような状況であれば、今、保全しようとしたものが、より確実に保全されるであろう、そういうことでお聞きいただいているんだろうと思いますが。

○関根主査 ちょっと前回審議の内容は、ちょっと申しわけないんですが、はっきり記憶にないんですが、事業者、こちら側の認識としましては、そこの今言われたようなコヒロハハナヤスリとかは、サクラソウの自生地内で確認されていることの記載だと考えておりまして、952ページにもございますように、事後調査内容としては、ミゾコウジュとゴマギとアマナを保全するんだというような内容だったものですから、ちょっとこちらの認識としては、この辺のものはないという認識でございました。

○坂本会長 はい、どうぞ。

○小松委員 670ページの、さっき濱野先生おっしゃった、この3段目のところには、ちゃんと書いてありますよね。これら3種はと書いてあって、「事業実施区域内の管理草地内の2地点で確認された」というふうに書いてあります。これら3種はと、この文章が間違いでなければ。最後に「以上の結果から、これら3種の生育環境は保全されると予測される」と書いてあるので、濱野先生がおっしゃることは全く妥当だと私は。

○関根主査 アマナについてはと書いてあるので、アマナについてはという認識だったんですけども、この3種は田島ヶ原のサクラソウ自生地内で確認されており、アマナについては、ゴルフ場内の多くの地点と事業区内の2地点で確認されたという文章ですので、あくまでも事業地区域内で見つかったのはアマナであって、ほかのものではないというふうに読めると思うんですが。

○小松委員 それでは、この文章がおかしいと思いますね、途中で主語が変わっているから、誤解を非常に招きやすいのと、最後の1行、2行もちょっとおかしいですねという感想です、すみません。

○坂本会長 670ページの今、表の一番最後の2行、これを見ると、いわば植物の生態系を考える、ここに書いてある文章からは、3つのセイブンを保全されるというふうに理解をするというのが、割と大方の読み方かなというふうに思いますけれども。

○小松委員 今、見たら、「アマナについては」と書いてありますね、ここの文章、すみません、これは……

○坂本会長 いや、でも一番最後のまとめのところがそういう形があれば……

○小松委員 一番最後は確かに3種と、ただ、上の3行、4行のところは「アマナについては2地点で確認された」と書いてあります、確かに、ありがとう、すみません、ちょっとここを見落として。ただ、下の1行、2行は、ちょっとそういうふうに「3種は」と書いてあるので、これはこのまま読めば、そういうふうにとれますね、すみません。

○安岡委員 代償措置を講じて保全されるという論理ですよ、全体の文章の構成としては、ですから消える部分もあり、また十分保全されているとは言えないけど、代償措置をとるということを前提に保全されるという文章にも読めるんですけど。確かに主語がはっきりしない、それからこの地域かということも特定されていない、文章自体として余り論理的に明確ではないんですけど、書いてあることを……

○関根主査 すみません、実際、事業地自体は、もう工事でいじってしまったんですが、アマナを移植するときに、そのあたりのものをかなりぼこっとまとめて取っておりますので、もし、あるかどうかわからないんですが、現在のプランターとか移植地をちょっと探してみたいなどは思うんですが、ちょっと文章が悪かったなどは思うんですが、あとは事業者が、言いわけになってしまうんですけど、事後調査とかわった段階で引き継ぎがうまくいかなかった部分は、非常に申しわけなかったと思うんですが、このところはこちらの認識としては、そういうふうにご覧しておりましたので、アマナとかミゾコウジュの移植しかしていないというのが現状でございます。

○坂本会長 ありがとうございます。

現実的に、今そういうことになっているのかもしれませんが、そちらで今おっしゃられたように、もう一度、コヒロハハナヤスリですか、名前は私、読めないんですが、これも同時にあるかどうかをまた再度ごらんをいただいて、もし、そういったものがあれば、それをまとめて保全するような形でやっていただくということにさせていただければと思います。

この文章から読むと、濱野先生がおっしゃられるように、そういうこと。それからあともう一つは、生態系の場合には、当然その単一種を1つだけ、そこへ持って行って植えたからといって、それがずっと生育していくとは限らなくて、その付近にあるものも実は一緒の関係、もしくは何ですか、共生か、助け合ってやっているような部分も相当あるわけですから、そういう意味での視点を、植物の特に移植の場合にはお考えいただいて、今後、仕事をやっていかれるようお願いをしたいと思います。

そのほか、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ、渡辺委員。

○渡辺委員 最初から議題になっていなかった部分なんです、いわゆるこういう工事に伴う温室効果ガスの排出というのがどのくらいになるのかなというのが、ちょっと関心を持たれるところなんです。いろいろ重機が動いて重油等が使われると思うんですが、今回についてはどうかあれなんです、今後やはりこういう工事をしたときに、どの程度の温室効果ガスが排

出されることになるのかということは、やはり建てかえということを全体的に見るときの一つの資料になるかと思うんですね。

もう一つは、廃棄物という点ですけれども、今回、今まであったし尿処理施設を壊しているわけですが、その壊すことによって、随分と何というんですか、廃材が出ると思うんですね。トータルとしてどの程度のものが出るのか。これは直接その周辺の環境を汚染するとかいうことではないし、あれなんです、やはり環境全体として見たときに、こういう施設を壊したら、どの程度のコンクリートなり鋼材なりプラスチック等が出るのかなというのが、ちょっと関心を持たれるところなんです、その辺は何か把握されているんでしょうか。

○坂本会長 お願いします。まず、温室効果ガスは795ページですか、評価書のところに書いてあったかと思えます。

どうぞ。

ごめんなさい、これは存在と供用ですね。

○渡辺委員 存在ですね、これは工事に……

○坂本会長 工事中ですね。

○関根主査 廃棄物の量に関しましては、当然のようにきちんと把握しているんですが、温室効果ガスのほうについては、重機の稼働時間まできちんと把握しているかどうかは……

○渡辺委員 いや、稼働時間というよりも、トータルとして燃料をどのくらい使ったかというのは多分、業者さんはわかると思うんですね。

○関根主査 それは多分わかるんじゃないかと思うんですけども。

○渡辺委員 やはり、それはどこかで把握しておけば、今後の温室効果ガスの排出見積もりのときの参考データになると思うんですが。

○関根主査 ちょっと燃料の使用量があるかどうかの確認を、まず戻ってしたいとは思いますが、すけれども。

○坂本会長 はい、ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ、川合委員、お願いします。

○川合委員 先ほど来、データをとる日にちをどういうふうを設定したかとか、その場所について工事内容を考えて適正に設定された。その結果から、みな予想範囲内におさまっているということで、それは非常に納得できたんですが、一般的に言って、例えば水質とかにおいという、一般的感覚でいくと、やはり夏場のほうが悪化している可能性が高いんじゃないかな

というのを少し考えるんですが、その点について、実際このデータとしては出てこないんですけども、どうなっていたかというところを教えていただければと思います。

○坂本会長 事務局お願いします。

○関根主査 夏だからといって水が悪いとか、特ににおいがきついといったようなことは、現場にいる限りはなかったと感じておるんですけども、また実際、例えば廃棄物の掘削なんかですと、若干、夏をずれて、もうちょっと後のほうがメインでやっていたりもしますので、また解体のほうでは、においが出るような物体も物質もございませんし、基本的には雨水の処理ですので、降った雨を処理するというので、水が腐ったりなんかするような時間が余りないのかなというふうに感じております。

○坂本会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

どうぞ、そのほかご質問、ご意見。

はい、河村委員、どうぞ。

○河村委員 幾つかの項目で、住民の方からの苦情がなかったということなんですけれども、これは待っていて苦情があるかどうかということで苦情がなかったのか、あるいは若干、アンケートみたいなことをして、結果として総体として苦情はなかったとかいう、幾つかの評価の仕方、方法があると思うんですけども、どういう形での苦情がなかったというふうに判断されているわけですか。

○坂本会長 事務局、どうぞ。

○関根主査 アンケート等はしていないんですけども、定期的にというか……

○岩崎室長 私ども、この工事を開始するに当たって、地元自治会と新クリーンセンターの建設に対する対策委員会というのを、自治会さんのほうで組んでございまして、そこと工事関係、進捗関係についてご説明する機会を設けさせていただいています。その中でも工事に対する臭気から振動、音に対する苦情というのは一切ございませんでした。ですから、その対象としている自治会、それが今、工事現場の直近の自治会を対象にしておりますので、そこから上がってこなかったということは、ほかのもっと遠方のほうからは当然ないというような考えでありますので、そういうようなことはなかったということで、アンケートはとっておりませんが、お話し合いの中でそういうことは出てきておりません。

○坂本会長 ありがとうございました。

どうぞそのほか、ご質問、ご意見。

はい、千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 廃材、たくさん出てきていますけれども、これはアスベストは含んでないものばかりなんですね。

○坂本会長 どうぞ、事務局、お願いします。

○関根主査 一部アスベストもございまして、アスベストに関しましては、きちんと法にのっとって囲ってやったりして、適切に対処しております。

○千葉委員 それは、その事後調査報告書の中に、そういうことは書いてあるのでしょうか。

○関根主査 評価書の279ページに、その辺のことを少し触れているんですけども、石綿については、そのレベルによって合わせたとおりの処理方法をしているのと、ダイオキシンについては、し尿処理施設の焼却施設を丸ごと全部養生で囲ってしまって、ちゃんと負圧にしてフィルターを通して廃棄して処理していますので大丈夫だと思っております。

○千葉委員 ダイオキシンに関しては事後調査書に書いてありますけど、アスベストに関しては、この評価書の中だけですか。

○関根主査 工事としては、きちんとやっているんですけども、ちょっと事後調査の内容とか、事故調査内容を決めたときから、ちょっと入っていないようなので、事後調査書のほうには、ちょっと記載されていないです。

○千葉委員 今後は入れたほうがいいのではないかと思います。

○関根主査 そうですね、そのようにいたします。

○坂本会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ、永澤委員。

○永澤委員 今お話のあったような騒音とかなんかも含めまして、測定当日の気象データというのはわかっているんですか。風速がどっち向きでどのぐらいだったとか、例えば境界ではかったとして、騒音が40メートル離れていると言いましたけど、風上と風下では大分違いますよね。ですから、ここにそういうところの気象データが入っていないと意味がないし、水質なんかもそうだと思うんですけども、そういう何というか、バックグラウンドのデータというのが、ここになくてもいいんですけども、前の評価書の資料編のような、はっきりしたそういうデータがどこかにあるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。これに入れろということではありませんが、この資料編のようなものがあるのでしょうか。

○コンサル 事後調査計画の中に、風向、風速という項目がなかったもので、今回の測定のとくに、特に測定対象にはしていないですけれども、ただ、現場ではかったときの野帳の状況のメモがありますので、その中に、ひよっとすると簡易風速計で風向をはかっている可能

性はあるので、ちょっと持ち帰って調べてみたいと思います。

○坂本会長 よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ、小松委員。

○小松委員 ただ単に質問なんですけど、61ページに、こういう柱状図というか、地下の滞水層が2つあるような図が出ているんですけど、観測井2本、これは深さはどのくらいの観測井なんでしょうか。この最初の黄緑のところは滞水層かなと思うんですけど、このあたりを取っているのか、下の深いほうの滞水層を取っているのか、深さが書いてないのでわからないんですけど、観測井の深さは何メートルぐらいなんでしょうか。今わからなければ結構です。深さとかも情報として書いたほうがいいのかというふうなコメントです。

○坂本会長 ありがとうございます。

あと、今回のこの事後調査書の場合には、先ほど例えばどこからの基準で、深さがどのくらい変わったのかとか、そういったことがなかったり、それからいろんな測定値が定量下限、もしくは何とか以下とかという形になっていても、定量下限がどういう形で定義されたものがここで使われているのかとか、そういう一般的に数値を議論するのに必要なベースになる情報が欠けているというふうに思います。

ですから、永澤委員からもお話が出ましたけれども、騒音の場合だと天候の状況、例えば雲が覆っている場合には意外と遠くの音が響くとか、そういうこともよくあるわけです。そういう意味では、測定をしたときが比較的一般的な気象条件であったというようなことが言えるようなときにやられたのかどうかというのがわかるような情報とか、そういうものが基本的には今後記載されるべきではないかというふうに思います。

あと1つ重要なことは、きょう、濱野委員から、まさに具体的に指摘をいただきましたけれども、この全体の環境影響評価書という形で書かれているものと、それから今、今回出されたものとのところでの、やや整合性に欠ける部分があって、そしてかつそこでご指摘をいただいたところは植物なり、そういったものの保全、保護を考えた場合には、非常に重要なところをご指摘いただいたというふうに思います。

そういう意味で、今申し上げたようなことは、今回のことについてということではなくて、今後いろんなことをやっていく場合に、そういうまとめ方をしてもらうようなことを、最初に仕事を頼むときに実はやっておかないといけなくて、これはやっていただいた業者だけではなくて、これを出した側にも一部やはり問題があったのではないかというふうに思うところでご

ざいます。それで、そういったものを今後のものにむしろ生かしていただくということでお考えいただければというふうに思います。

そのほか、ご質問、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ、木幡委員。

○木幡委員 特段この工事がどうかということではないんですが、何か幾つか変化があるときにその原因、今、ちょうど会長もおっしゃられたんですが、その辺の原因の解明みたいなものについても言及されるといいと思うんですね。例えば地下水位がだんだん減っていく、減少していましたよね、それが周りが変わっていないのに、何であそこだけ減っているのかなというのをちょっと疑問に思ったりとか、あるいは水質でも60ページのところ、地下水質で、例えば観測井の①のほうでは鉛がちょっと高いとか、②のほうでは、BOD、CODが少し高いなどというのが見えるんですが、もちろん基準値以下だから問題があるというわけではないんですけども、この辺について何か考察があるといいなというふうに思ったんです。

○坂本会長 何か今言えるようなことはございますか。そのときの状況、調査をしたときの。ある意味で何かの変化があれば、それに関する原因というか、何かが起こっていて、そしてそれが今回の工事そのものに基づかない場合もあるわけですよ。そういうものも含めてわかるような情報があれば、そういったものを、そういう工事による判断という形ではなくて、むしろ別の要因でこういうことが起こりそうなことが、そのときあったのであれば、そういうものを書きとめておく必要があるだろうということだと思います。

○岩崎室長 変化があらわれたときの再検討というか、捉え方でいきたいと思います。

○坂本会長 よろしく願いいたします。

はい、どうぞ、三浦委員。

○三浦委員 私はきょうから参加いたしましたので、1つだけ簡単にちょっとご質問いたしますけれども、この施設はリサイクルセンター熱回収施設ということで、熱をリサイクルで利用するという計画だと思いますけど、その利用形態はどのような形で利用されますか。

○坂本会長 はい、お願いいたします。

○関根主査 一般的にある蒸気タービン発電機、ボイラーで蒸気にして発電する設備と、余熱利用施設を併設しますので温浴施設として……

○三浦委員 施設の中で、それとも周りの周辺地域まで……

○関根主査 中です。

○三浦委員 ああ、そうですか。



○関根主査 中です。外には持っていきません。

○三浦委員 そうしましたら、その際、先ほどの温室効果ガスのCO<sub>2</sub>発生量を推測される場合には、これはもうご理解されているかと思えますけど、熱のリサイクルによってCO<sub>2</sub>の削減になるわけですから、それをともに考慮していただくことによって、この施設のCO<sub>2</sub>排出量における利点というのもアピールすることができるのではないかと思います。

以上でございます。

○坂本会長 はい、ありがとうございます。

どうぞ、そのほかございますでしょうか。

はい、どうぞ、永澤委員。

○永澤委員 これは今回の評価書、調査書に関する問題ではないんですけれども、ごみ処理施設を今後運転するときのために、できれば今のうちに、あそこの放射線量をはかっておいたほうがいいと。運転したときに、例えばどこかの産業廃棄物を持ってきて運転したら、近くの放射線量がふえたと言われると困るので、バックグラウンドをはかっておくのは非常に大事でして、例えば資料編をちょっと拝見したんですけれども、ちゃんと季節に分けて、いろいろはかっておられるので、今回の測定を例えば冬なら冬の測定と照らし合わせることはできるわけですね。だから、先ほどの川合先生のご質問のようなものも、それでちゃんと一定になっているかどうかを見ないといけないわけだから、確かにこれを始めたときにはなかったんですけど、その後、出てきた現象というのは、福島からの放射性物質が来ているわけで、あの近くの田島ヶ原で、今、草焼きをするときに、非常に問題になっておりますので、あそこ、実際は変化はないんですが、つまりその前に測定しておかなかったのも、もとのデータがわからないわけですね。だから、そう言われると、受け入れとかなんかのときに問題になる可能性があるんで、今後、多分少なくとも5、6年は、そういう話が問題になると思いますので、今のうちにやられることをお勧めします。

○関根主査 この中でやれるかどうかわからないんですが、ぜひ検討して、やれる方向で検討してみたいと思います。ありがとうございます。

○坂本会長 ありがとうございます。

いろんなことをやる場合には、まさにバックグラウンドというのは、何かをやる前のものがわかって、そしてそれと変化がないよと言え、その間に何もなかったのではないかとこのを、多くの住民の皆さんに安心してもらえるけれども、そういうバックデータがないと、そういう比較ができないので、そういったものをぜひとっておくような形を今後お考えいただきたい

いと、そういうお話であったかと思えます。ありがとうございました。

それでは、もしそのほかご質問、ご意見等ございませんようでしたら、きょう、これは1回で答申をつくるというわけですが、すぐここで答申案はつくれませんので、きょう、皆様方からいただきました意見も踏まえまして、事務局で案をつくっていただき、それを委員の皆様方にご確認いただいた後、最終的な「てにをは」の判断につきましては、私のほうに一任いただければありがたいと思えますが、そういった対応でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○坂本会長 ありがとうございました。

それでは、今申し上げましたような形で対応をさせていただきたいと思えます。

それでは続きまして、議事3、その他でございますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

○金井課長補佐 それでは、2点ほど申し上げます。

まず、1点目でございますが、本日の議事録及び答申案の確認についてでございますが、本日の議事録は、市のホームページに掲載いたしますので、その前に委員の皆様にご電子メールでお送りし、内容をご確認いただきます。

また、答申の案もあわせてお送りしますので、ご意見等をいただき、坂本会長の最終判断をいただいて確定したいと思えますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目として市長意見についてでございますが、市長意見は審議会答申をもとに書面で作成して、都市計画決定権者に意見を述べます。資料2にありますように、市長意見の期限は6月25日までとなっております。市長意見書を都市計画決定権者に送付しましたら、その内容につきましても後日、委員の皆様にご報告申し上げます。

以上でございます。

○坂本会長 ありがとうございました。

ただいまの議事録、答申案の取り扱いにつきまして、ご質問等、ございますでしょうか、ご意見、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、きょう、用意いたしました議題は以上でございます。これにて議事を終了したいと思いますけれども、多分、今回が私たちこれまで長くやってきた委員の最後になろうと思えますので、審議にご協力いただきました皆様方にお礼を申し上げたいと思えます。どうもありがとうございました。

○新井課長 長時間にわたりまして、ご審議ありがとうございました。

ここで、事務局から連絡事項がございますので、もう少し、お時間をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○田中主任 大変恐れ入ります。

さいたま新都心の第8-1A街区医療拠点整備事業につきまして、事業者のほうから4月17日付で準備書が提出されました。大変恐れ入りますが、これにつきまして6月の終わりごろをめどに委員会を開催させていただきたいと思っております。担当のほうから、既に電子メールでご連絡だけは委員会の先生方にお送りしておるかと思ひますが、近日中に函書のほうもお送りをいたしまして、また委員会の開催について打ち合わせをさせていただきたいと思っております。

今限りでご退任される先生には、あともう一回、大変恐れ入りますが、ご足労をおかけすることになりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○新井課長 最後に、矢作環境局長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願ひします。

○矢作局長 環境局長の矢作でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は急な用務により出席がおくれまして、まことに申しわけございませんでした。

それでは、第16回さいたま市環境影響評価技術審議会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、長時間にわたるご審議、まことにありがとうございました。環境局としましては、当審議会の運営所管であるとともに、本日の議題でございます新クリーンセンター整備事業の事業所管課でもございますので、その両面にわたり、ただいまいただきました各委員からのご意見、ご指導、ご指摘、また会長よりのご指摘等につきましては、今後、適切に対応させていただきますとともに、今後のクリーンセンター整備事業の推進、また事後調査に反映させてまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日は審議会に先立ちまして、新たに7名の方を本日付で次の第6期委員としてご委嘱申し上げます。新しい委員の皆様には、ご就任早々、早速ご審議に加わっていただいたところでございますが、本市は総合振興計画の将来都市像に環境共生都市を掲げ、人と自然が共生する緑豊かな都市を目指すとともに、現在、国の地域活性化総合特区制度として次世代自動車・スマートエネルギー特区にも指定され、環境未来都市を目指し、環境局を中心に事業を推進するなど、環境行政を市政の重点分野としてまちづくりを進めているところでございます。

委員の皆様におかれましては、今後の当審議会におけるご審議につきましても、よろしくお願いをいたします。

さて今回、16回目となりました当審議会でございますが、皆様、既にご承知のとおり、平成15年に本市が政令指定都市へ移行するのと時を同じくして設置された審議会でございます。設置当初から委員にご就任いただきました坂本会長を初め11名の皆様には、5期10年という長きにわたり委員をお務めいただき、本市の環境影響評価制度の草創期を支えていただきました。本市の定める審議会等の委員再任の規定もございまして、今期の任期満了をもってご退任となりますが、これまで長期間、皆様方にはそれぞれご専門の立場から活発なご審議をいただき、ご指導を賜りましたことに心からお礼を申し上げます。

第5期委員としての任期間はまだございますが、先ほど会長よりもお話がございましたように、皆様が一同におそろいになる機会といたしましては、今回の審議会が最後かと存じますので、ご退任される皆様方のこれまでのご指導、ご鞭撻に、改めまして私より心からの感謝とお礼を申し上げますとともに、委員の皆様方の今後のご健勝でのご活躍をご祈念いたしまして、本日の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。皆様、本当に長い間、まことにありがとうございました。

○新井課長 以上をもちまして、第16回さいたま市環境影響評価技術審議会を終了いたします。  
ありがとうございました。

午前11時55分 閉会